

## ▶ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

この法律では、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行うため、労働者を雇用する事業主は、仕事と子育ての両立を図るための行動計画を策定し実施することとされています。

当社では従業員にとって働きやすい職場の実現化に向け、“職員の子供に職場体験にきてもらう「子ども参観日」の導入”や“仕事と家庭を両立し活躍している女性職員を知ってもらうための「インターンシップ」の導入”など環境の整備に積極的に取り組んできました。

今回 2017 年 4 月から 3 年間において新たな事業主行動計画を策定しましたので広く公表します。

行動計画の内容は下記のとおりです。

## ▶ 一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を作るために次のような行動計画を策定する。

### ○ 計画期間

2017 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までの 3 年間

### ○ 内容

#### 男性社員の育児休業取得の推進

【目標】 計画期間内に 1 人以上の男性社員が育児休業を取得する。

【対策】 育児休業制度の周知を図り、男性社員の育児休業取得への理解を促す。

男性社員が育児休業を取得しやすい環境を整備する。



#### 育児休業等取得又は子育てを行う女性職員の活躍推進

【目標】 女性社員の現状を把握・分析し、働きながら子育てを行う女性社員に対してキャリア形成を進めるための業務体制を構築する。

【対策】 現状把握のための調査・集計・分析を行う。

支援体制・管理職研修を含む仕組み（制度・環境）を構築する。

#### 年次有給休暇の取得促進

【目標】 有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 5 日以上とする。

【対策】 平成 29 年度は全従業員、上期・下期に 1 回以上の有給取得を推進する。

平成 30 年度は全従業員、年間 5 日以上の有給取得を推進する。

担当部署：総務部人事 榎本・山田